

# 学校教育環境に関する基礎調査業務受託候補者選定委員会設置要領

## 1 設置

学校教育環境に関する基礎調査業務の受託候補者を公正かつ適正に選定するため、学校教育環境に関する基礎調査業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事務

- ・公募型プロポーザル実施要領、仕様書、評価基準等に関すること。
- ・参加資格の確認に関すること。
- ・企画提案書、類似業務実績、参考見積書及びプレゼンテーションの審査に関すること。
- ・優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に関すること。
- ・その他受託候補者の選定に必要な事項に関すること。

## 3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、必要に応じて町長又は教育長が指名する職員を加えることができる。

区分	職
委員長	教育長
副委員長	副町長
委員	総務部長
委員	教育次長
委員	総合政策課長
委員	学校教育課長
事務局	教育委員会事務局学校教育課

## 4 委員長及び副委員長

- ・委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ・副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 5 会議

- ・委員会は、委員長が招集する。
- ・委員会は、委員の過半数の出席により開くものとする。
- ・委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- ・委員長が必要と認める場合は、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## 6 利害関係者の除斥

委員は、参加者と利害関係を有すると認められる場合は、当該参加者の審査に加わることができない。利害関係の有無に疑義がある場合は、委員長が委員会に諮って決定する。

## 7 秘密保持

委員及び事務局職員は、審査の過程で知り得た秘密、参加者の技術上又は営業上の情報、採点内容その他非公開情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 8 庶務

委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

## 9 補則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。